

第 1 1 9 期 中間決算公告

2024年12月25日

静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地
株 式 会 社 静 岡 銀 行
取 締 役 頭 取 八 木 稔

中間貸借対照表（2024年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,035,803	預金	11,789,589
コールローン	82,672	譲渡性預金	208,334
買入金銭債権	53,569	コールマネー	32,305
特定取引資産	9,715	売現先勘定	486,041
金銭の信託	162,200	債券貸借取引受入担保金	568,001
有価証券	3,487,291	特定取引負債	3,544
貸出金	10,545,442	借入金	1,225,841
外国為替	5,630	外国為替	2,805
その他資産	154,342	信託勘定借	106
その他の資産	154,342	その他負債	148,021
有形固定資産	46,474	未払法人税等	10,700
無形固定資産	23,110	リース債務	1,194
前払年金費用	14,883	資産除去債務	44
支払承諾見返	75,013	その他の負債	136,082
貸倒引当金	△47,415	退職給付引当金	1,448
投資損失引当金	△48	役員退職慰労引当金	402
		睡眠預金払戻損失引当金	667
		偶発損失引当金	1,333
		ポイント引当金	274
		繰延税金負債	73,987
		支払承諾	75,013
		負債の部合計	14,617,721
		純資産の部	
		資本金	90,845
		資本剰余金	54,884
		資本準備金	54,884
		利益剰余金	653,325
		利益準備金	90,845
		その他利益剰余金	562,480
		固定資産圧縮積立金	2,652
		特別積立金	493,700
		繰越利益剰余金	66,127
		株主資本合計	799,055
		其他有価証券評価差額金	240,460
		繰延ヘッジ損益	△8,550
		評価・換算差額等合計	231,909
		純資産の部合計	1,030,965
資産の部合計	15,648,687	負債及び純資産の部合計	15,648,687

中間損益計算書

(2024年4月1日から2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		137,829
資金運用収益	109,413	
(うち貸出金利息)	(72,430)	
(うち有価証券利息配当金)	(31,594)	
信託報酬	0	
役務取引等収益	21,010	
特定取引収益	666	
その他業務収益	2,159	
その他経常収益	4,578	
経常費用		92,545
資金調達費用	39,585	
(うち預金利息)	(18,882)	
役務取引等費用	5,854	
その他業務費用	468	
営業経費	43,285	
その他経常費用	3,350	
経常利益		45,283
特別利益		18
固定資産処分益	18	
特別損失		915
固定資産処分損	91	
減損損失	823	
税引前中間純利益		44,387
法人税、住民税及び事業税	11,444	
法人税等調整額	858	
法人税等合計		12,302
中間純利益		32,085

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、2. (1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

② 破綻懸念先に係る債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上しております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

- ③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。
- ④ 上記①～③以外の債務者（正常先・要注意先・要管理先）に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒実績率の算出におけるグルーピング

貸倒実績率の算出は、消費者ローン先と事業性貸出先に区分したうえで、事業性貸出先は、正常先2区分（正常先上位、正常先下位）、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先1区分に区分し、計7区分で行っております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失率を見込み、貸倒引当金を計上しております（平均残存期間は、消費者ローン先は約8年間、事業性貸出先のうち上記④の正常先は約3～4年、要注意先は約3年、要管理先は約4年、上記②の破綻懸念先は約5年となっております）。

3 将来見込み等による予想損失率の修正について

当中間期は要管理先について、予想損失率の修正を実施しておりますが、貸倒引当金への影響は軽微であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 70,175百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	23,793百万円
危険債権額	64,360百万円
三月以上延滞債権額	364百万円
貸出条件緩和債権額	10,346百万円
合計額	98,865百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,733百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	2,999百万円
有価証券	1,735,345百万円
貸出金	932,662百万円
担保資産に対応する債務	
預金	13,799百万円
売現先勘定	486,041百万円
債券貸借取引受入担保金	568,001百万円
借入金	1,225,340百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券116,205百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金45,311百万円、保証金1,813百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,679,975百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,549,848百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 114,459百万円
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、21,853百万円であります。
8. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託106百万円であります。
9. 単体自己資本比率（国際統一基準）は14.56％であります。

(中間損益計算書関係)

「その他経常収益」には、株式等売却益 3,924百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2024年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	その他	4,576	4,650	73
	小計	4,576	4,650	73
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	14,827	14,816	△10
	その他	—	—	—
	小計	14,827	14,816	△10
合計		19,404	19,467	63

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2024年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	69,808
関連法人等株式	366

3. その他有価証券 (2024年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	491,697	89,090	402,607
	債券	82,136	81,614	522
	国債	23,552	23,331	220
	地方債	—	—	—
	社債	58,584	58,283	301
	その他	548,866	531,087	17,779
	うち外国債券	294,286	286,289	7,996
	小計	1,122,700	701,792	420,908
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	241	327	△86
	債券	1,728,646	1,789,013	△60,366
	国債	1,030,814	1,074,279	△43,464
	地方債	233,940	238,971	△5,030
	社債	463,892	475,763	△11,871
	その他	425,634	459,896	△34,261
	うち外国債券	306,478	334,891	△28,413
	小計	2,154,522	2,249,237	△94,714
合計		3,277,223	2,951,030	326,193

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	7,303
組合出資金等	113,185

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、その他有価証券12百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日において時価が取得原価に対して30%以上下落している銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2024年9月30日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2024年9月30日現在)

	中間貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が中間貸借 対照表計上額を超え るもの (百万円)	うち時価が中間貸借 対照表計上額を超え ないもの (百万円)
満期保有目的の金 銭の信託	5,200	5,236	36	36	—

(注) 「うち時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2024年9月30日現在)

	中間貸借 対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信 託	157,000	157,000	—	—	—

(注) 合同運用の金銭の信託であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,476百万円
退職給付引当金	5,207
有価証券償却	3,684
減価償却費	6,296
その他	12,023
繰延税金資産小計	40,689
評価性引当額	△4,943
繰延税金資産合計	35,745
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△99,480
退職給付信託設定益	△4,298
退職給付信託返還有価証券	△2,180
その他	△3,774
繰延税金負債合計	△109,733
繰延税金負債の純額	△73,987百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,732円33銭
1株当たりの中間純利益金額	53円91銭

(ご参考)

信 託 財 産 残 高 表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸 金	106	金 銭 信 託	766
現 金 預 け 金	659		
合 計	766	合 計	766

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産の残高は5百万円であります。
 3. 元本補填契約のある信託については、下表のとおりです。

金銭の信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸 金	106	元 本	106
		そ の 他	0
合 計	106	合 計	106

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 1 1 9 期 中間連結決算公告

2024年12月25日

静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地
株 式 会 社 静 岡 銀 行
取 締 役 頭 取 八 木 稔

中間連結貸借対照表（2024年 9 月 30 日現在）

		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,036,098	預金	11,684,309
コールローン及び買入手形	82,672	譲渡性預金	205,534
買入金銭債権	53,569	コールマネー及び売渡手形	32,305
特定取引資産	9,715	売現先勘定	486,041
金銭の信託	162,200	債券貸借取引受入担保金	568,001
有価証券	3,430,181	特定取引負債	3,544
貸出金	10,547,530	借入金	1,225,841
外国為替	5,630	外国為替	2,805
その他資産	158,940	信託勘定借	106
有形固定資産	46,606	その他負債	163,428
無形固定資産	22,273	退職給付に係る負債	2,864
退職給付に係る資産	18,028	役員退職慰労引当金	426
繰延税金資産	2,310	睡眠預金払戻損失引当金	667
支払承諾見返	75,059	偶発損失引当金	1,333
貸倒引当金	△51,959	ポイント引当金	333
投資損失引当金	△48	繰延税金負債	75,030
		支払承諾	75,059
		負債の部合計	14,527,635
		純資産の部	
		資本金	90,845
		資本剰余金	54,884
		利益剰余金	690,150
		株主資本合計	835,880
		その他有価証券評価差額金	237,169
		繰延ヘッジ損益	△8,550
		為替換算調整勘定	4,176
		退職給付に係る調整累計額	2,499
		その他の包括利益累計額合計	235,294
		純資産の部合計	1,071,175
資産の部合計	15,598,810	負債及び純資産の部合計	15,598,810

中間連結損益計算書 (2024年4月1日から2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		140,015
資金運用収益	107,599	
(うち貸出金利息)	(72,435)	
(うち有価証券利息配当金)	(29,775)	
信託報酬	0	
役務取引等収益	24,846	
特定取引収益	666	
その他業務収益	1,960	
その他経常収益	4,941	
経常費用		94,105
資金調達費用	39,495	
(うち預金利息)	(18,790)	
役務取引等費用	5,463	
その他業務費用	468	
営業経費	44,721	
その他経常費用	3,955	
経常利益		45,910
特別利益		18
固定資産処分益	18	
特別損失		915
固定資産処分損	91	
減損損失	823	
税金等調整前中間純利益		45,014
法人税、住民税及び事業税	12,258	
法人税等調整額	830	
法人税等合計		13,089
中間純利益		31,925
親会社株主に帰属する中間純利益		31,925

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 10社

会社名 静銀ITソリューション株式会社
 静銀信用保証株式会社
 静銀カード株式会社
 静銀総合サービス株式会社
 静銀モーゲージサービス株式会社
 静銀ビジネスクリエイト株式会社
 しずぎんハートフル株式会社
 Shizuoka Liquidity Reserve Limited
 Shizuoka EU Liquidity Reserve Limited
 Shizuoka SG Liquidity Reserve Limited

(2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名 ターンザタイト株式会社
 合同会社ティーティーパートナーズ

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 2社

会社名 静銀セゾンカード株式会社
 コモンズ投信株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名 ターンザタイト株式会社
 合同会社ティーティーパートナーズ

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 10社

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、2. (1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として税法基準による定率法により償却しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- (1) 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

- (2) 破綻懸念先に係る債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上しております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づく損失率に将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率を乗じることにより、貸倒引当金を計上しております。

- (3) 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。

- (4) 上記(1)～(3)以外の債務者（正常先・要注意先・要管理先）に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づく損失率に将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により、貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒実績率の算出におけるグルーピング

貸倒実績率の算出は、消費者ローン先と事業性貸出先に区分したうえで、事業性貸出先は、正常先2区

分（正常先上位、正常先下位）、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先1区分に区分し、計7区分で行っております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失率を見込み、貸倒引当金を計上しております（平均残存期間は、消費者ローン先は約8年間、事業性貸出先のうち上記（4）の正常先は約3～4年、要注意先は約3年、要管理先は約4年、上記（2）の破綻懸念先は約5年となっております）。

3 将来見込み等による予想損失率の修正について

当中間連結会計期間は要管理先について、予想損失率の修正を実施しておりますが、貸倒引当金への影響は軽微であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別委員会実務指針第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

（2）為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

なお、当中間連結会計期間において、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,482百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	25,839百万円
危険債権額	64,363百万円
三月以上延滞債権額	364百万円
貸出条件緩和債権額	10,346百万円
合計額	100,913百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,733百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	2,999百万円
有価証券	1,735,345百万円
貸出金	932,662百万円
担保資産に対応する債務	
預金	13,799百万円
売現先勘定	486,041百万円
債券貸借取引受入担保金	568,001百万円
借入金	1,225,340百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券116,205百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金45,311百万円及び保証金1,820百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,684,889百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,550,419百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 114,837百万円
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、21,853百万円であります。
8. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託106百万円であります。
9. 連結自己資本比率（国際統一基準）は16.02%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益3,924百万円を含んでおります。
2. 中間包括利益は、11,386百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注3 参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
特定取引資産				
売買目的有価証券	59	5,493	—	5,553
国債	59	—	—	59
地方債	—	495	—	495
社債	—	4,997	—	4,997
株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
うち外国債券	—	—	—	—
有価証券(*1)				
その他有価証券	1,690,141	1,371,266	198,908	3,260,316
国債	1,054,366	—	—	1,054,366
地方債	—	233,940	—	233,940
社債	—	323,899	198,577	522,477
株式	488,246	3,691	—	491,938
その他	147,527	809,735	330	957,594
うち外国債券	147,527	453,236	—	600,764
資産計	1,690,200	1,376,760	198,908	3,265,869
デリバティブ取引 (*2)(*3)				
金利関連	—	△9,000	—	△9,000
通貨関連	—	△16,912	—	△16,912
株式関連	—	—	—	—
債券関連	△0	—	—	△0
デリバティブ取引計	△0	△25,913	—	△25,914

(*1) 有価証券には、時価算定会計基準適用指針 第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。

中間連結貸借対照表における当該投資信託の金額は16,907百万円であります。

なお、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却及 び償還の純額	投資信託の基 準価額を時価 とみなすこと とした額	投資信託の基 準価額を時価 とみなさない こととした額	期末残高	当期の損益に計 上した額のうち 中間連結貸借対 照表目において 保有する投資信 託の評価損益
	損益に 計上	その他の包括 利益に計上					
16,732	—	174	△0	—	—	16,907	—

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理を適用するものはヘッジ対象取引と一体で評価するためデリバティブ取引から控除しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は△39,030百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位: 百万円)

区分	時価				中間連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	—	15,723	14,816	30,540	30,975	△434
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	9,046	—	9,046	9,313	△266
社債	—	2,026	14,816	16,843	16,914	△70
その他	—	4,650	—	4,650	4,747	△96
うち外国債券	—	4,650	—	4,650	4,747	△96
貸出金					10,547,530	
貸倒引当金 (*)					△49,081	
	—	—	10,459,615	10,459,615	10,498,448	△38,832
資産計	—	15,723	10,474,432	10,490,156	10,529,423	△39,266
預金	—	11,683,560	—	11,683,560	11,684,309	△748
譲渡性預金	—	205,532	—	205,532	205,534	△2
借入金	—	1,214,104	—	1,214,104	1,225,841	△11,737
負債計	—	13,103,197	—	13,103,197	13,115,685	△12,488

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

特定取引資産

特定取引資産については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。証券化商品(信託受益権)は、第三者から入手した価格に基づいて時価を算定しており、当該価格の算定に当たり重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。私募債は、内部格付、残存期間、保全率に応じた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率は重要な観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

新株予約権はオプション評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。主なインプットは上場確率等であります。上場確率は観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、担保及び保証の状況、期間に基づく区分ごとに、元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、又は市場金利に信用リスクや経費率等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。割引率は観測不能であることから全てレベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のもの及び変動金利のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを同様の新規借入を行う場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やオプション評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

（注２）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する事項

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.6%～2.1%	0.9%
その他				
新株予約権	オプション評価モデル	上場確率	0%～50.0%	49.9%

（２）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上（*）	その他の包括利益に計上					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	25,547	—	△14	△853	—	—	24,679	—
証券化商品（信託受益権）	171,392	△19	△299	2,824	—	—	173,898	—
新株予約権	258	△12	70	14	—	—	330	—

（*）中間連結損益計算書の「資金運用収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めております。算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

証券化商品（信託受益権）の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは倒産確率、倒産時の損失率及び期限前返済率であります。倒産確率、倒産時の損失率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせ、期限前返済率の著しい変動は、金融商品の構造に応じて、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は発行体の内部格付、残存期間、保全率に応じて算定しており、割引率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

新株予約権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは上場確率であります。上場確率の著しい上昇（下落）は時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	中間連結会計期間 (2024年9月30日)
非上場株式 (*1) (*2)	7,314
組合出資金等 (*3)	113,185

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

(*3) 組合出資金等は、主として投資事業組合であります。これらは時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	1,700	1,702	2
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	1,700	1,702	2
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	7,612	7,344	△268
	社債	16,914	16,843	△70
	その他	4,747	4,650	△96
	小計	29,274	28,838	△436
合計		30,975	30,540	△434

2. その他有価証券 (2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	491,697	89,090	402,607
	債券	82,136	81,614	522
	国債	23,552	23,331	220
	地方債	—	—	—
	社債	58,584	58,283	301
	その他	524,972	507,685	17,286
	うち外国債券	270,391	262,887	7,503
	小計	1,098,806	678,390	420,416
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	241	327	△86
	債券	1,728,646	1,789,013	△60,366
	国債	1,030,814	1,074,279	△43,464
	地方債	233,940	238,971	△5,030
	社債	463,892	475,763	△11,871
	その他	449,528	486,589	△37,060
	うち外国債券	330,372	361,584	△31,211
	小計	2,178,417	2,275,930	△97,513
合計		3,277,223	2,954,321	322,902

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他12百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結決算日において時価が取得原価に対して30%以上下落している銘柄等を著しく下落したと判断しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,799円90銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	53円64銭